

入札監理小委員会の審議結果報告

労働保険加入促進業務

厚生労働省の労働保険加入促進業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

(1) 事業の概要

○事業概要および目的

本事業は、強制加入保険である労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）について、未手続事業が多く存在しているため、該当事業に関する情報収集及び適正加入勧奨活動等を行い、その解消を図ることを目的とするものである。

○実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、市場化テスト 3 期目である。

(2) 選定の経緯

企画競争方式で 2 者応札であったが、全国労働保険事務組合連合会が継続して受注していたことから、平成 24 年の公共サービス改革基本方針において選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

発注単位のブロック化について、全国規模の事業でブロックごとに委託している事例と同様に行うことができないか、検討すること

【対応】

以下の事例を確認したが、全国レベルで成功実績を期待する本業務とは異なる業務であり、ブロック化の参考とする要素はないと判断した。

○国民年金保険料収納事業は、委託事業開始当初からブロック化し、3 年契約を基本として、現行の事業は、47 都道府県 23 ブロックに分割した契約となっている。

事業内容は類似する部分もあることから、ブロック化の検討材料にはなるものの、本事業の質の困難性との差もあり、また、分割により管理経費が増大することで、事業全体として不採算となることが懸念されるため、同様にブロック化することは困難と判断した。

○厚生年金保険等加入勧奨事業は、全国 9 ブロックに分割発注している。しかし当該事業は文書・電話による勧奨が主であるのに対し、本事業は訪問も行き成立という成果を出すことが主目的である。この業務の差を考慮すると、本事業も同様にブロック化を行った場合、不採算となることが懸念される。よってブロック化の参考とは考え難いと判断した。

【論点】

全国規模で事業を受託した実績がある団体等、入札公告について広く広報を行っていくべきではないか

【対応】

関係団体である全国社会保険労務士会、全国労働基準協会連合会のほか、日本商工会議所、国民年金保険料収納事業の受託事業者や過去の入札説明会への参加事業者等に対し、幅広く入札説明書を配付（できる限り訪問）し、説明会及び入札への参加を呼びかける予定である

【論点】

事業者が利益を確保できるようにするため、インセンティブの設定等を見直すべきではないだろうか

【対応】

- インセンティブが働く「保険関係成立件数」と「雇用保険手続件数」の二次目標について、事業の目的が質の確保であることも考慮し、過去3年間の平均実績の110%を基準としていたところを、105%とした（資料5-2 9/47頁）
- またインセンティブを確実に利益として上げられるように、入札積算時の目標数設定と予算額設定について、入札説明会で丁寧に説明することとした

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

地方事務所の設置について、「一定の地域ごとに設置する」としているが、事業者がどの程度の規模で、事務所を設置すればよいかわかるように明記すべきではないか

【対応】

ご指摘を踏まえ、「地方事務所については、一の地方事務所が複数の労働局を担当することとして差し支えないが、その場合は、本業務を的確に実施できるように一定の地域（設置場所を中心に周辺を囲む隣接都道府県程度まで、1事務所でカバーすることが適当な設置範囲である。）ごとに設置すること。」に修正した（資料5-2 3/47頁）

4. パブリック・コメントの対応について

平成29年9月13日から9月26日まで実施されたパブリック・コメントについて、2件の意見が寄せられた。1件については当該実施要項（案）の内容と直接関係無いこと、1件については意見を受け内容を検討した結果、修正は行わないこととした。

以 上